

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(私立高等学校)に係る個人情報保護評価書(基礎項目評価)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高知県は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

高知県

公表日

令和8年10月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する事務
②事務の概要	高等学校等の生徒は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 就学支援金の受給資格の判定に当たっては、生徒の国籍・在留資格等が要件となることから、住民基本台帳ネットワークシステムを介して国籍の判定に必要な情報を照会し、その結果に基づき受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒からの受給資格認定の申請(入学時・転入時等) ②就学支援金の受給を希望する生徒からの個人番号の提出 ③住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、生徒の国籍判定に必要な情報を照会 ④上記③で取得した情報等を基にした受給資格の認定 ⑤受給資格の認定結果の通知
③システムの名称	高等学校等就学支援事務処理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
高知県高等学校等就学支援金特定個人情報照会ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表123の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律 第4条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則 第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高知県文化生活部私学・大学支援課
②所属長の役職名	私学・大学支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁 高知県総務部 法務文書課(電話番号 088-823-9156)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号 高知県庁西庁舎 高知県文化生活部 私学・大学支援課(電話番号 088-821-4690)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じていることからリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	権限のない者によって不正に使用されるリスクに対し、次のような対策を講じていることからリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 <就学支援金事務処理システム> ・就学支援金事務処理システムでは、就学支援金事務を実施する職員以外がシステムを参照できないように職員ごとに異なるIDを付与している。 ・パスワードについては、最長有効期間を定め、定期的に更新を実施するようシステムで制御するとともに、文字種の混在や桁数についても条件を設定する。 ・人事異動等を確認の上、職員のアクセス権限が不要となった場合には、ID/パスワードを速やかに失効させる。 <団体統合宛名システム> ・施錠できる課室内に設置し、就学支援金事務に係る職員のみをアクセス可能とし、ID/パスワードによる認証に加えて生体情報(静脈)による認証(年度毎に)を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	私学・大学支援課長 岡村 一良	私学・大学支援課長 尾崎 充彦	事後	
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	高知県文化生活部 私学・大学支援課	高知県文化生活スポーツ部 私学・大学支援課	事後	
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	私学・大学支援課長 尾崎 充彦	私学・大学支援課長 井澤 三男	事後	
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	高知県文化生活部 私学・大学支援課	高知県文化生活スポーツ部 私学・大学支援課	事後	
平成30年12月19日	様式変更		IVリスク対策の追加	事後	
令和2年8月14日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	高知県総務部 文書情報課	高知県総務部 法務文書課	事後	
令和3年8月31日	4. 情報ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	番号法第19条改正(令和3年9月1日施行に伴う変更)
令和4年8月15日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁	〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号 高知県庁西庁舎	事後	
令和6年10月22日	I 1. 特定個人情報を取り扱う事務	高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、私立高等学校、私立専修学校、特別支援学校等就学支援金事務処理システム、中間サーバー、宛名システム	高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、私立高等学校、私立専修学校(高等課程)、私立高等学校(高等課程)、私立専修学校(高等課程)等就学支援金オンラインシステム(国のシステム)、中間サーバー、統合宛名システム	事後	
令和6年10月22日	I 1. 特定個人情報を取り扱う事務	高等学校等就学支援金事務処理システム、中間サーバー、宛名システム	高等学校等就学支援金オンラインシステム(国のシステム)、中間サーバー、統合宛名システム	事後	
令和6年10月22日	I 3. 個人番号の利用(法令上の根拠)	・番号法第9条第1項 別表第一 項番91 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項	事後	
令和6年10月22日	I 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携	【提供側】 ・番号法第19条第8号 別表第二の113の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号	事後	
令和6年10月22日	I 5. 評価実施機関における担当部署	高知県文化生活スポーツ部私学・大学支援課	高知県文化生活部私学・大学支援課	事後	
令和6年10月22日	I 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号 高知県庁西庁舎	〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号 高知県庁西庁舎	事後	
令和6年10月22日	II 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和2年5月1日時点	令和6年5月1日時点	事後	
令和6年10月22日	II 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和2年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年10月22日	様式変更		IV リスク対策「8. 人手を介在させる作業」、 「11. 最も優先度が高いと考えられる対策」の追加	事後	
令和8年9月24日	評価書名	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(私立高等学校)に係る個人情報保護評価書(基礎項目評価)	事前	
令和8年9月24日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		事務の概要内容の更新	事前	
令和8年9月24日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<システムの名称		住基基本台帳ネットワークシステム	事前	
令和8年9月24日	3. 個人情報の利用		・高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則 第3条	事前	
令和8年9月24日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	実施する	実施しない	事前	
令和8年9月24日	8. 人手を介在される作業		判断の根拠内容更新	事前	
令和8年9月24日	11. 最も最優先度が高いと考えられる対策		判断の根拠内容更新	事前	